

山形市コミュニティバス東部及び西部循環線ラッピング広告掲載基準

山形市の地域経済の活性化や財源確保による持続可能な運行を図ることを目的に実施する山形市コミュニティバス東部及び西部循環線（以下「ベニちゃんバス」という。）への広告掲載について、以下のとおり必要な基準を定める。

1 広告に関する基本的な考え方

ベニちゃんバスに掲載する広告の内容及び表現は、公共事業として信頼性を持てるもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

2 広告掲載することができない業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定される業種又は風俗営業類似の業種
- (2) 山形市暴力団排除条例（平成23年山形市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、又はそれらに密接な関係を有するもの
- (3) 消費者金融
- (4) 債権の取り立て、示談の引受け等を業とするもの
- (5) ギャンブル（公営競技及び宝くじは除く。）に関わる業種
- (6) たばこ製造に関わる業種
- (7) 医療、医薬品、化粧品等を扱うもので、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (8) 整体院、カイロプラクティック、エステティック等法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 本市の市税等を滞納しているもの
- (12) 山形市物品及び業務委託等競争入札参加者指名停止要綱又は山形市工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行うもの
- (14) 占い、運勢判断に関するもの
- (15) 興信所、探偵事務所
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に

該当するもの

(17) 政治団体又は宗教団体

(18) その他、広告主として掲載することが不適當であると認められるもの

3 広告内容の基準

以下に該当するものは、ベニちゃんバスに掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無認可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他法令等に違反するもの又は違反するおそれがあると認められるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ その他社会の一般的秩序又は一般的道徳観念からみて不適切であると認められるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

ア 人権侵害、名誉毀損及び各種差別的なもの

イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの

エ その他公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 宗教団体その他これに類する団体による布教の推進を目的とするもの

エ その他政治性又は宗教性があると認められるもの

(5) 社会問題についての主義主張等にかかわるもの

ア 個人又は団体の意見広告

イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

ウ 国内世論が大きく分かれているもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

ア 代理店、会員、副業、内職等の募集で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

ウ 塾、通信教育、講習会又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設

が不明確なもの

エ 外国に本校又は本部のある学校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

オ その他掲載内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 誇大な表現若しくは根拠のない表示又は誤認を招くような表現のもの

(例：「世界一」、「一番安い」など)

イ 射幸心を著しくあおる表現のもの

(例：「今が・これが最後のチャンス」など)

ウ 期間を限定又は指定するもの

(例：「～日までの価格」、「～日までの開催」など)

エ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの

オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの

カ 法令等で認められていない業種、商法、商品

キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、又は指定しているかのような表現のもの

ケ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの

(8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿又は裸体姿等を表示するもので、広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪等を肯定又は助長するようなもの

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想し、又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

キ その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないと認められるもの

(9) その他公共性を鑑み、広告掲載が好ましくないと認められるもの